平成２６年（フ）第１５２号
茨城県水戸市石川４丁目3897番地の26　グリーンフィールドノースウィング201号
債務者　山本亜由実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
茨城県桜川市明日香４丁目64番地２　グレイス明日香202
債務者　仲田　三枝（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８３号
埼玉県熊谷市妻沼東２丁目34番地３
債務者　西山　雅代
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７９号
長野県上田市仁古田237番地１
債務者　齋藤かおり
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第５７号
岐阜県多治見市平井町４丁目127番地の３
債務者　水野　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６１４号
名古屋市東区東大曽根町18番７号　仲村ビル402号
債務者　福留ユキ子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３８号
愛知県知多市寺本新町２丁目195番地　プレミール寺本３Ｂ
債務者　小鷹　卓巳
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５９号
京都市下京区七条御所ノ内本町100番地　シャロン五十川Ⅲ201
債務者　廣田　香澄
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６１号
京都市右京区西院久保田町６番地１　サンマンションアトレ西院706号室
債務者　神谷美貴子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７０１号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江５番地13
債務者　青谷紫緒里
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
兵庫県加古川市志方町志方町508番地の２
債務者　池田　直人
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３９号
兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目１番３―202号　オリエンタルマンションⅠ、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂元593番地の２
債務者　樽井　大輔
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９８号
兵庫県高砂市米田町米田1108番地の６　ヨーロピアン高砂４番館107号
債務者　横山　正則
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８号
鳥取県倉吉市尾田317番地の１、旧住所鳥取県倉吉市海田西町２丁目43番地オフタイム12　Ｂ―１号室
債務者　吉本　貴裕
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２３５号
広島市中区吉島町５番25―404号
債務者　小早川マユミ
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４４９号
広島市東区牛田東３丁目16番２号
債務者　角振　基子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１７号
広島県東広島市八本松西２丁目４番33―302号　パインビューマンション
債務者　田口　敦志
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部